NPO法人
学校安全ネット通信№15（2022.12.15)発行　発行責任者　事務局長・浅見洋子

～ともに～ 皆心一つに

学校安全ネット通信　No.１５

頁1　目 次
頁2～3　第8回オンライン公開学習会
日 時 2022年9月17日
テーマ 「“早く助けて” 子どもからのSOSと向き合う」
講 師　森田志歩氏（NPO法人 プロテクトチルドレン代表）
弁護士　原田 敬三
頁4～6 特集その1 報道されない新事実
～神戸市いじめ隠蔽(いんぺい)の実態～
会 員　西宮　要
頁7～8 特集その2 生徒指導提要とスポーツ振興センターについて
弁護士　細川　潔
頁9　コラム　「別 れ」　事務局長　浅見 洋子
頁10　学校安全ネットがお薦めする　この一冊！ Vol.13
【本田由紀『『日本』ってどんな国？
国際比較データで社会が見えてくる」】　弁護士 大八木葉子

☆ＮＰＯ法人学校安全全国ネット入会の御案内☆

私たちの活動は、皆さんの会費で運営しています。
学校安全に関する相談をはじめ、当会の事業に対し
ご理解・ご賛同をいただきますよう、お願い申し上げます。

年会費　★会員 3,０００円　☆賛助会員 5,０００円

郵便為替でのお手続きは、以下までお願い致します。
振 込 先　00130－9－346463
加入者名　ヒエイリ）学校安全全国ネットワーク

★『安全ネット通信』刊行元 ・ お問合せ先
学校安全全国ネットワーク
TEL　０３－３５１１－５０７０
FAX　０３－３５１１－５７８４
E-mail　uta@yoko-no-heya.jp
HP　http://gakouanzen-network.com

NEW!
スマホからも見られます

事務局所在地
〒102-0072
東京都千代田区富士見
2－7－2
ステージビル1706号
南北法律事務所　内

〈第8回オンライン公開学習会〉報告

日　時　2022年9月17日

テーマ「“早く助けて”　子どもからのSOSと向き合う」

NPO法人プロテクトチルドレン代表
森田志歩氏の講演要旨

NPO法人プロテクトチルドレンの立ち上げ

子どもがいじめの被害に遭い、被害児童の保護者という立場でいた中で裁判を行ったりした経験のもと、全国の同じような立場の保護者の方からの相談を受けていた。あまりにも全国的に、いじめで苦しんでる子どもがたくさんいることを知って、1人でも多くの子どもたちを救いたい、という思いから、NPO法人プロテクトチルドレンを立ち上げた。

森田さんの関心は、重大な事案が報道されると、世間は一斉に、学校や教育委員会の対応を批判し、問題視するが、それで終わってしまう。しばらく経つと、風化されて、また新たな事案が発生すると、また同じように、学校、教育委員会の対応を問題視し、そしてまた風化されていく。この繰り返しになってる。

ずっと違和感を感じていた。批判とか抗議とか、問題視するだけでは、何も改善されない、解決しない。根本的な問題も改善されずに、子どもたちが犠牲になっているだけじゃないのか。そういう思いで、プロテクトチルドレンを立ち上げた。さらに後に、様々な調査を開始する。

現在、月平均で200件以上の相談が、全国の子どもたちや保護者、学校教育委員会から寄せられている。いじめ事案の相談がやはり一番多い。その次が先生からの体罰であったり、不適切な指導。三番目が児童虐待、次に多いのが家庭や家族についての相談。

中学生ぐらいになると反抗期とか思春期とかそういう問題もあり、なかなか親子のコミュニケーションが取れないのか、親に対する不満であっ

り、自分が被害児童になって、親と話をしてもただ親が過剰に学校に攻撃・抗議することで、かえって学校に行きづらくなってしまったとか、仲の良かったお友達が親の言動によって離れていってしまう等。あとヤングケアラーの相談が来ている。そして次が児童虐待と多岐に亘る。

いじめ相談

いじめにもいろいろな態様があり、一番多いのは、悪口や無視、その次にネットいじめ。「悪口や仲間外れ問題」では、子どもたちに言わせると、保護者、親とか学校の先生に相談をすると、「そのぐらいでとか、そんなことでいちいち、ああだこうだ言うなと。だったら言い返せとか、そういうふうに簡単にあしらわれてしまう」という訴え。

切実な思いで、とにかく「今すぐ助けに来てほしい」という声、親とか先生とかには、相談してるけれども、助けてもらえないっていう声も多い。

いじめをすぐにやめさせてほしいと。中にはもう手首を切ってしまったとか、お腹を刺してしまったとかの声も。

学校教育委員会からの相談

保護者とか、学校教育委員会から私のところに来る相談は、ほとんどがもう長期化してこじれてしまっている状況になっているのが圧倒的に多い。

現場に来て話し合いに同席してほしいとか、調査委員会に立ち会ってほしいとか、とにかくそういう依頼がほとんどで、極力立ち会うように、同席するようにしている。

行ってみると、子どもが置き去りの状態になっていて、保護者と学校教育委員会がもう対立構造になっている。

なぜ、そんな対立した話になっているのか。一番多いのは、やはり「いじめか否か」について。保護者としては、自分の子がいじめられたんだから、いじめと認めろと言う。

学校教育委員会側にしてみると、認めたくないとかではなくて、相談を受けて、該当生徒たちに必ず確認をとろうとしたりするが、なかなか事実確認が取れないとか、事情を抱えている。確かに、悪口だったりとか、無視っていうのは、なかなか先生たちも見抜けないし、気づけない。それを保護者の方に説明しても、保護者にしてみれば、自分の子どもがいじめられたって言ってる以上は、説明に納得しないし、受け入れない。ずっと保護者と学校教育委員会が、いじめか否かについて論争するのような状況が続いている。
この論争には、当然そこに子どもの姿もない。その子どもに対する支援とか、サポートの話もない。子どもがどこかに行っちゃったんだろうっていう状況。私が介入する時点で、ほとんどの現場がそういう状況になっています。

プロテクトチルドレンの介入

なので、私の場合はそこに入ったときには、とにかく中立の立場で介入します。
片一方の方の声だけを聞いていたんでは、そこの現場で何が起きてるいのかという実態がなかなか把握できない。保護者の方から相談を受けた場合でも、必ず学校教育委員会側の声にも耳を傾けさせていただき、被害を訴える側の保護者であっても、その保護者に何かしらの問題があれば、きちんと指摘もさせていただきます。学校教育委員会側に問題があるのであれば、学校教育委員会側に指摘し、そして改善を促す。私には、どっちかの味方とか、どっちの敵とかっていう自覚は一切なくて、介入し、そこで傷ついて苦しんでいる子どもがいる以上は、解決に時間をかけることが何よりも子どもたちを絶望させてしまうと心得て、一刻も早く解決改善に尽力する。
そのためには、大人同士の論争とか対立ではなく、実際に目の前に子どもがいる、保護者にも学校にも教育委員会にも、まずそこで傷ついている子どもに対して、今何が必要で、何すべきなのか、それを考えてくださいと訴え、それを考えていただく。そして向き合っていく。

いじめか否かかっていうのは、後で結果として出てくるものであって。本当に苦しんでる子どもにとっては、いじめか否かか、どっちかはっきりしてという訴えではなく、その子は今すぐ助けてほしいわけですから、そこをきちんと考えていただく。そこをとても大事にして対応させていただいております。

ネットいじめに関して

ネットいじめに関して付け加えます。これはもう最近本当に増加傾向にあります。ただ、このネットと言っても子どもたちはすごくメカに強いというか、いろんなアプリをこなすので、私の方でもちょっとついていけない状態になっているんですが。よく言われるのは、やはりLINE上で悪口を拡散されるとか、あとはTwitterやInstagramとか。そういうところに匿名で自分の写真を載せられてしまったとか。あとはやはり自分だとわかるような悪口を書き込まれてしまったとか。そういうネットのトラブルは最近子ども同士の間で、とても増えています。

アンケートの紹介

去年の末に、全国教育委員会・学校アンケートをさせていただきました。

回答件数は、教育委員会が71件、学校が109校、合計180件です。

このアンケートは、いじめ問題に関するアンケート内容です。**「児童または保護者から相談を受けた場合」には、学校や教育委員会ともに、「児童に寄り添った対応を検討するようにしております」**という回答が一番多かったことを知っていただきたいと思います。(以下省略)

※　その他、森田氏の講演内容の概要は『季刊教育法』2022年冬号をごください。

(文責　原田敬三)

特集その1

報道されない新事実
～神戸市いじめ隠蔽(いんぺい)の実態～

西宮　要(会員)

神戸で美味しい店を探そうと、スマホで「神戸」と打った。その瞬間「隠蔽」「隠ぺい」「隠蔽」と勝手に出てくる。なんだ！ これは？

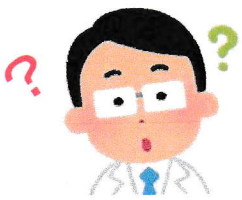

2022年8月27日（土）、ＳＮＳのトレンドワードに「神戸市教育委員会」が挙がった。

それはこの日の「ＪＮＮ報道特集」で、１７年前の神戸市立小学校いじめ事件の特集があったからだ。当時、加害者もいじめを認め、学校も認めて教育委員会に報告書を上げている。裁判所もいじめを認定して判決が確定している。しかし、神戸市教委だけが、１７年経った今でもいじめを否定しているという不可解なことがテーマである。

番組は２本の特集で構成されており、１本目は「統一教会」を取り上げていた。視聴者の投稿の多くは、統一教会は酷い組織だと思ったが、それに輪をかけたのが神戸市教育委員会だというものである。では、統一教会よりさらに酷い組織、神戸市教委はいったい何をしていたのであろうか。放送では取り上げられなかったマル秘情報も含めてお話ししよう。

実はあった！　存在しないとされた『いじめ調査文書』

市教委がいじめを認めないという強弁は、裁判所に提出した書類や、教育長ら幹部の議会答弁議事録に記されている。学校は当時十分な調査ができなかったので、いじめの有無は確認できない。調査ができなかった理由は、被害者の親が被害児童への聴き取りを拒んだからで、つまり調査を妨害したというのだ。しかし、それは事実無根で、被害者側は一貫して調査を学校に求めてきた事実がある。

番組を見ていない方は、番組サイトからアーカイブ映像を見ることができるのでそちらをご覧いただきたい。（「報道特集　神戸市　いじめ」で検索すればヒットする。併せて、「報道特集」の替わりに,「文春」と入れて、文春オンラインの記事も参照してほしい。

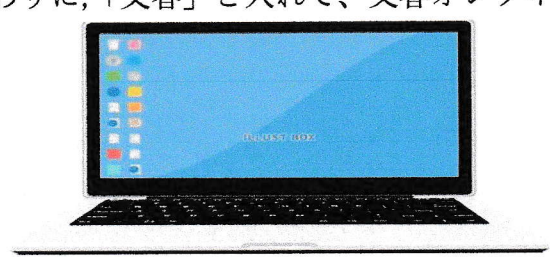

学校が調査できなかったと主張するためには、学校の調査記録が存在していては都合が悪い。そのためこれまで存在しないとして、市教委内部で厳重に隠していた。それが今回見つかったのである。さらに面白いことに、裁判で訴えられることも想定していたのか、市教委が偽造したニセの証拠までもが見つかった。被害児童の聴き取りができなかったというウソの主張の信憑性を高めるために、被害児童に聴き取りをしている事実を消して、ニセの調査記録に作り変えていたのだ。さらに、被害者側がモンスターペアレンツであるかのような心証を裁判官に与えるための巧妙な記述までしている。

さて、特集では時間が限られていたので、隠蔽工作の一部しか紹介されていない。だから、いくつかその手口を披露してみよう。

隠蔽(いんぺい)工作は市教委幹部の指示！　元教育長が内部事情を証言

そもそもなぜここまで執拗に隠蔽をする必要があったのか。事件が起こる前年度まで教育長を務めた西川和機氏はこう説明する。本件が起こった2005年に、神戸市立中学校の柔道部で、教師の暴行による死亡事件が発生したことがきっかけであると。神戸市教委は二度と同じ過ちを繰り返さないと誓ったことから、市教委幹部の指示による隠蔽工作がなされたのだと。あってはならない事件事故は、なかったことにする。

それ以降、「校長先生腹くくってください」と市教委幹部が校長に圧力をかけ、隠蔽させた垂水区女子中学生いじめ自死事件。激辛カレーで有名になった東須磨小学校の教師間のいじめ事件も同じことが繰り返されている。

加害児童の更生の機会まで奪った

放送では校長は「これ僕の口から聞いたって言わんとって。ここだけの話ね、ひょっとしたらね、操作されてるかもしれん。いじめがなかたってことに」と発言している。あたかも市教委であるかのように欺いている。しかし、実際に操作したのはこの校長である。市教委に指示されるがまま、学校ぐるみで子どもを見殺しにしたのだ。

しかし、それだけではない。その一方で、加害児童の更生の機会までも奪った。加害者側の証言によると、担任と生徒指導係の教諭は、連日加害児童宅を訪れ保護者にこれはいじめではないと説明に回っていた。加害者がいじめを認めてしまうと、いじめの事実が確定するからだ。

まさかとは思った。だが、「いじめはなかったと証言してやる」担任が加害児童の親に約束した音声録音、それが加害者側から法廷に提出された。

文書があったら謝罪する！　教育長は啖呵(たんか)を切ったはずだが

2011年9月21日、教育長の役者さながらの議会答弁がある。「書類が普通はあるんです。それがないということは，（中略）その理由がわからないし，文書も残ってないんで（中略）私もこれ本当にはっきり答えたいんです。もしあるんであれば謝罪もせないかんと思ます。」この文書が見つかって２年以上になる。が、いまだ教育長の謝罪はない。

それどころか、2022年10月、監理室という職員の不祥事などを本来調査する部署が、わざわざ調査結果と称してこんな言い訳を公表した。メディアやネットで炎上している調査記録は、教師のメモや備忘録の認識であって、公文書の認識がなかった。決して隠蔽する意図はなかったと。だが、こんな言い訳は一蹴される。法律では公文書の定義は「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（中略）であって、当該行政機関の職員が組織に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。」（公文書等の管理に関する法律　第2条第4項）とある。つまり、メモや備忘録は正真正銘公文書である。

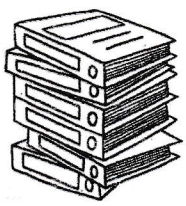

しかし、こんなことに引っかかっていたら相手の思う壺だ。監理室のねらいは別のところある。調査記録が存在するかしないかの議論に対して、公文書の認識か否かで問題をすり替えてきた。公文書であろうがなかろうが、そんなことは関係ない。文書は存在したのだ。教育長という大の大人が公式の場で、文書があったら謝罪すると啖呵を切ったのだ。
潔く頭を下げてはどうだろうか。

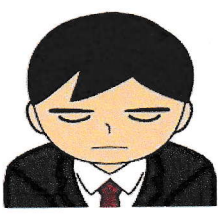

教育長らが調査妨害

今、第三者委員会が立ち上がり、学校・市教委の隠蔽の実態を調査している。しかし、発足から2年の期限が過ぎても、中間報告すら公表されていない。第三者委の怠慢ではとの批判が噴出している。しかし、それは第三者委の責任ではない。長引いている原因は調査範囲が膨大であること。それに加え、市教委の妨害が凄まじいことである。

特に悪質なのは、隠蔽を指示したとされる歴代教育長らによるもので、体調不良を理由に、全員が第三者委の聴取を拒否している。だが、趣味のゴルフは続けているという噂だ。

まだまだ挙げればキリがない。書けば書くほど腹が立つ。
だからこのあたりで留め、あとは第三者委の調査結果を待つとしよう。

特集その2

生徒指導提要とスポーツ振興センターについて

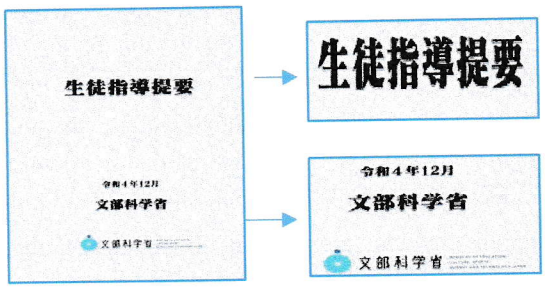

細川　潔（会員弁護士）

1　生徒指導提要の改訂

生徒指導提要は、生徒指導の実践に際し、教員間や学校間で教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等を、時代の変化に即して網羅的にまとめたものです（文科省ＨＰより）

この生徒指導提要が、改訂されました。

改定された 生徒指導提要は文科省のＨＰにアップされています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008.htm

2　生徒指導提要の改訂の注目点

インターネットなどでは、ブラック校則見直しという点に注目が集まっています。

ただ、私は、生徒指導提要の中で、不適切指導について触れられ、さらにその例も上がっていることに注目しています。

生徒指導提要案では、不適切指導について、１０５頁あたりに記載があります。

「たとえ身体的な侵害や、肉体的苦痛を与える行為でなくても、いたずらに注意や過度な叱責を繰り返すことは、児童生徒のストレスや不安感の高まり、自信や意欲の喪失など児童生徒を精神的に追い詰めることにつながりかねません。

教職員にとっては日常的な声掛けや指導であっても、児童生徒や個々の状況によって受け止めが異なることから、特定の児童生徒のみならず、全体への過度な叱責等に対しても、児童生徒が圧力と感じる場合もあることを考慮しなければなりません。

そのため、指導を行った後には、児童生徒を一人にせず、心身の状況を観察するなど、指導後のフォローを行うことが大切です」

「加えて、教職員による不適切な指導等が不登校や自殺のきっかけになる場合もあることから、体罰や不適切な言動等が、部活動を含めた学校生活全体において、いかなる児童生徒に対しても決して許されないことに留意する必要があります」

このような総論が述べられた上で、具体例が挙げられています。

（不適切な指導と捉えられ得る例）

- 大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- 児童生徒の言い分を聞かず、事実確 認が不十分なまま思い込みで指導する。
- 組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
- 殊更に児童生徒の面前で叱責するなど 児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。

・児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
・指導後に教室に一人にする。一人で帰らせる。保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。

不適切な指導によるものと思われる生徒児童の自死事案も散見されています。

今回の改訂は不適切指導による自死も意識されているという点、評価できると思います。

3　生徒指導提要改訂とスポーツ振興センターの災害共済給付の関係

生徒指導提要が改訂され、不適切指導について解説がされたこととの関係で、スポーツ振興センターの動きがどうなるかも気になります。

現在、高校生以上の自死のケースで死亡見舞金が支給されるのは、学校の管理下での事件による場合で、かつ、「その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由」(スポーツ振興センター法施行令3条7項）があることが必とされています。

そして、スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程では「その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由」について「教員による暴言等不適切な指導又はハラスメント行為等教育上必要な配慮を欠いた行為」が含まれるとされています。

指導提要案で「不適切な指導」として例が挙げられていることは先述しました。

指導提要案にある「不適切な指導」の具体例に該当すれば、そのままスポーツ振興センター規程の「不適切指導」に該当するのか どうか、例えば、大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導した結果、児童生徒が自死してしまった場合、「不適切な指導」による死としてスポーツ振興センターの死亡見舞金が出されるのか、今後の運用が着目されます。

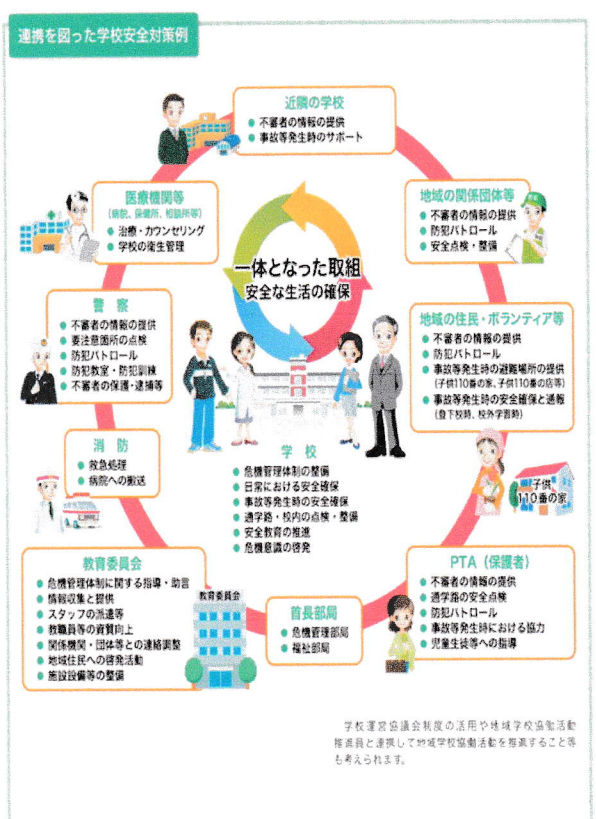

コラム　別れ

浅見　洋子（事務局長）

２０２２年１２月４日昼過ぎ、携帯の呼び出し音が鳴り続ける。水仕事で濡れていた手を拭きながら携帯を取った。
「裕美です。　昨日、母が亡くりました。」と、思いもよらぬ人からの思いもよらぬ知らせが…。
１２月に入り、喪中はがきが数多く届くことに愕然としていた矢先の電話。人生７３年、岐路に立つ年齢なのかと。それにしても、これほど多くの知人友人が川を渡ってしまおうとは…。

学校安全ネットが立ち上がり事務局長になったことを知らせると、「ヨウコちゃんの生き方応援するから」と、娘二人の名前と一緒に毎年賛助会員として１万５千円を振り込んでくれていた。
２０１２年７月２３日発行「事務局長通信№１」から№４。２０１３年９月17日発行「安全ネット通信」として№１から№２０を発行。そして２０１８年９月１５日「NPO法人 学校安全ネット通信」として№１発行。あれから１０年、本年（２０２２年）１２月１５日発行予定の「NPO法人学校安全ネット通信№１５」に、友との別れを寄稿しようとは…。
１９４９年５月２５日ヨウコちゃんが、２６日アイ子ちゃんが、東京は下町南千住で、産声を上げた。二人は、物心ついて以来の友だち。アイ子ちゃんは、小学校２年生のとき、東日暮里の朝鮮学校に転校、小学校４年生のとき、江戸川に引っ越しした。だが、春休み、冬休み、夏休みには、交代でそれぞれの家に泊まり友情を育んだ。２１歳で大阪に嫁いだアイ子ちゃん。でも、二人の友情は、場所を超え時間が繋がっていた。一年に一度、二年に一度と生活状況に合わせ、時間を作り旅に出て会うことにした。会う度に互いが素直に精一杯生きて来たことを確認し、明日からの頑張りと鋭気を養った。そして、それぞれの日常に立ち返えった。次の出会いを、旅を、楽しみに笑顔で毎日を生きた。

いま、旅立たれた方々のお顔を思い浮かべ、お一人おひとりに感謝と冥福をお祈りしております。

くる年が、光差す年でありますよう、祈りながら…。

藁囲い
内に咲きたる
冬ボタン

御仏の
たなごころにて
憩いおり

合掌

ようこ

学校安全ネットがお薦めする この一冊！ Vol.13

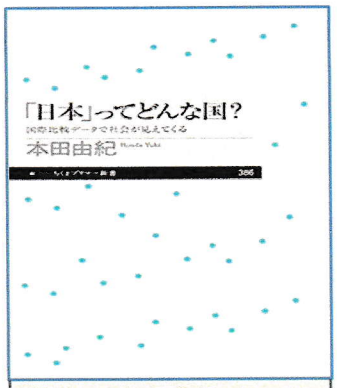

著者　本田由紀
定価　￥1，012（税込）
ちくまプリマー新書

本田由紀「『日本』ってどんな国？ 国際比較データで社会が見えてくる」

同性婚を認めていない民法や戸籍法の規定に関し、１１月３０日、東京地裁が違憲状態との判断を示したことは記憶に新しいですが、日本は主要7カ国（G7）の中で唯一、同性婚を認めていない国です。

このような「日本」とは、どんな国なのでしょうか？国際比較データを使用しながら、わかりやすい文章で説明した書籍が東京大学大学院教育学研究科教授本田由紀先生の「『日本』ってどんな国？」です。

家族、ジェンダー、学校、友だち、経済・仕事、政治・社会運動というテーマごとに国際比較データを使用して「日本」という国の特徴を示し、最後の章で、日本も世界も、個々の人間もあきらめないで取り組むことを説いています。

例えば、「学校」について様々なデータから日本ではどんな特徴があると読み取れるでしょうか。

日本の教員たちは授業をうまく行うことに長けており、生徒は国際学力調査で高い成績を示す一方で、日本の教員たちは、個々の児童、生徒の学習を個別にフィードバックしたり、学ぶことの価値や物事を根底から考えさせたりすることはうまくいっていないようです。これは、日本の一学級あたりの児童生徒数が多いことが関係しています。また、日本の教員が極めて多忙であることや、コンピューターやインターネットなど情報通信技術の活用が他国と比べて非常に遅れていること、高校間格差の存在などもデータから読み取れます。

様々なデータからも他国と比較しますと、日本の学校には、そのまま放置してはいけない問題があることがわかります。慣れ、諦めてしまえば、「そのツケやしわよせは、これからの新しい世代にいつまでも直接に降りかかり続け、それはひいては社会全体から活力を奪ってゆきます」。「学校」を変えることは難しいですが、本田先生は「だからこそ、当事者である児童生徒や教員、保護者を含め、多くの人たちに、変えるべきことは変えてゆくという決意や行動が必要とされていると思います」と述べておまし。読者の一人して、私自身も確かにその通りであると強く思いました。

学校に限らず、他のテーマでも「日本」の現実を突きつけられます。

新書ですから、カバンに入れて通勤・通学時間にも読みやすいと思います。違うテーマでも問題は関係していますが、まずは関心をお持ちのテーマから読まれてもいいのではないかと思います。

弁護士　大八木葉子